

鳴沢村自殺対策推進計画

(2023 年度～2027 年度)

令和 5 年 1 2 月

鳴沢村

目次

1 章	計画の概要	2
1	はじめに	2
2	計画の位置付	3
3	計画の期間	3
2 章	自殺の現状と課題	4
1	村の特徴・現状（データ）	4
3 章	計画の基本的な考え方	6
1	計画の基本方針	6
2	目標	6
4 章	自殺対策の取組	7
1	取組み	7
2	取組み ～ハイリスク地対策～	7

1章 計画の概要

1 はじめに

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

自殺対策基本法は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に同法の改正があり、その示す基本的な方向は変わらないものの自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が示されました。

山梨県においては、平成28年4月、全国で初めての議員提案による「山梨県自殺対策に関する条例」が制定されました。また、2020年以降も引き続き総合的な自殺対策を推進するため、条例の趣旨を踏まえ、第2期山梨県自殺対策推進計画を策定し、市町村や関係機関、民間団体などと連携・協力し対策を講じていくこととしています。

本村においても、国の自殺総合対策大綱や県の計画等を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、第2期鳴沢村自殺対策推進計画を策定します。

図 1 : 日本の自殺者数の推移（令和 4 年版「自殺対策白書」第 1－1 図）

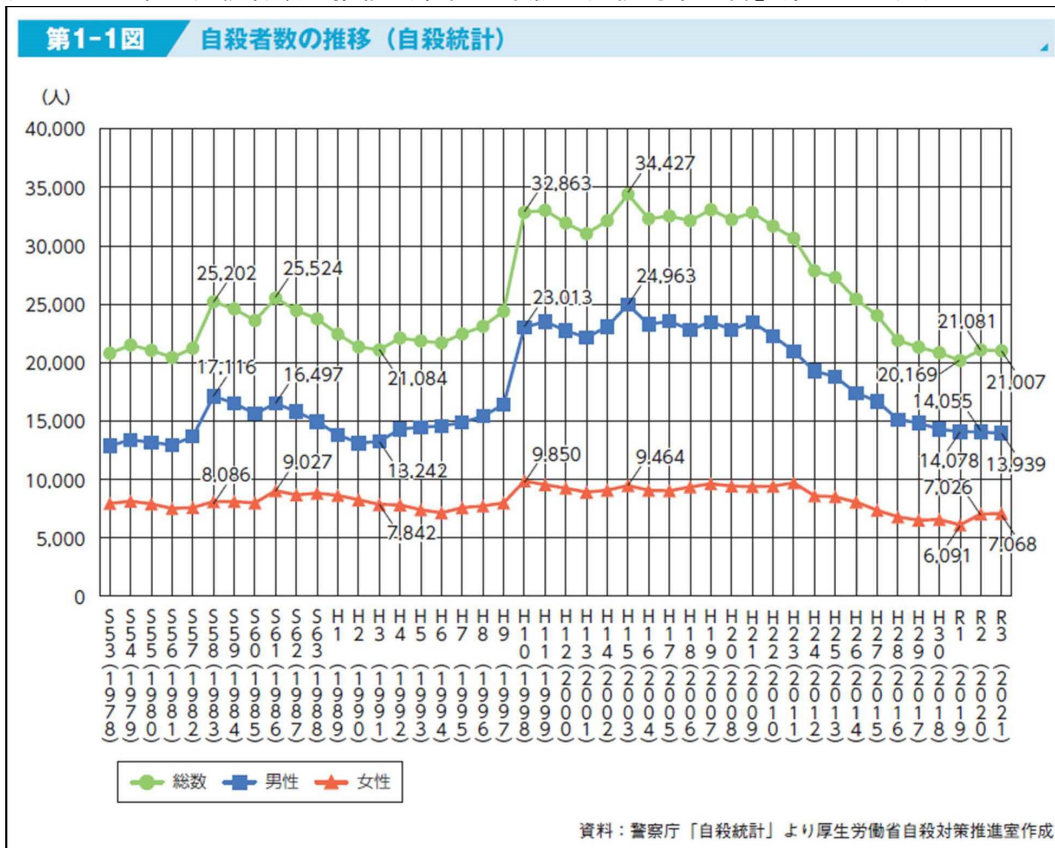
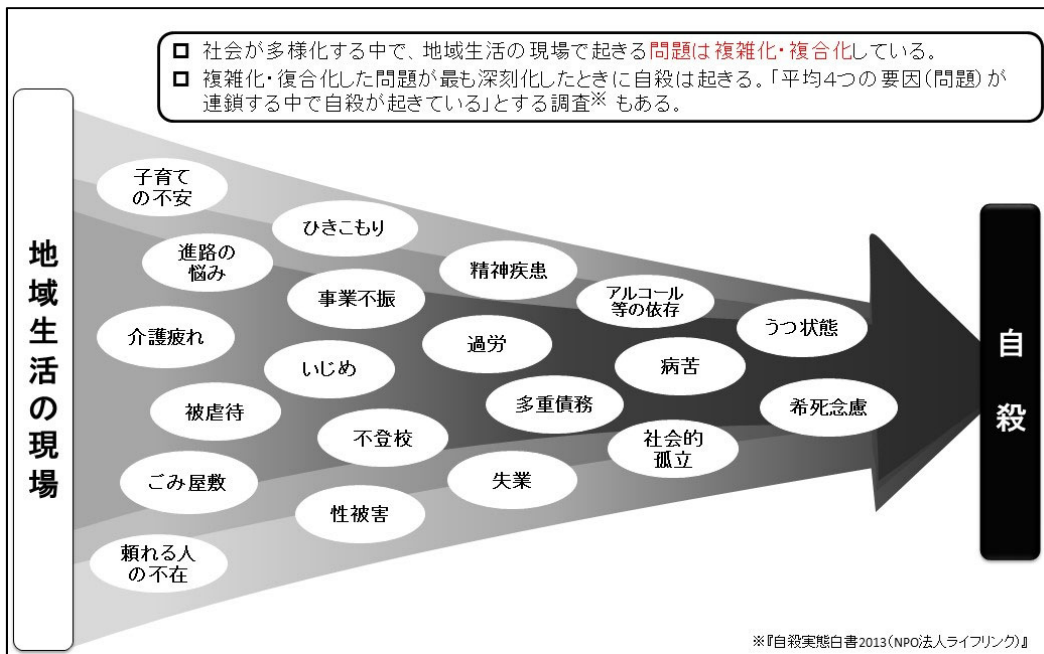


図 2 : 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画の位置付

本計画は、平成28年4月に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、「自殺総合対策大綱」や「山梨県自殺対策推進計画」を踏まえて策定するものです。また、本計画は「鳴沢村総合計画」を上位計画とし、行政や多様な関係機関、民間団体、地域が一体となって、鳴沢村における自殺対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

3 計画の期間

「自殺総合対策大綱」がおおむね5年を目途に見直すとされていることを踏まえ、本計画の期間は2023（令和5）年度から2027（令和10）年度の5か年間とします。

なお、基本法や大綱が見直された場合等、社会状況の変化などを踏まえ適宜必要な計画の見直しを行います。

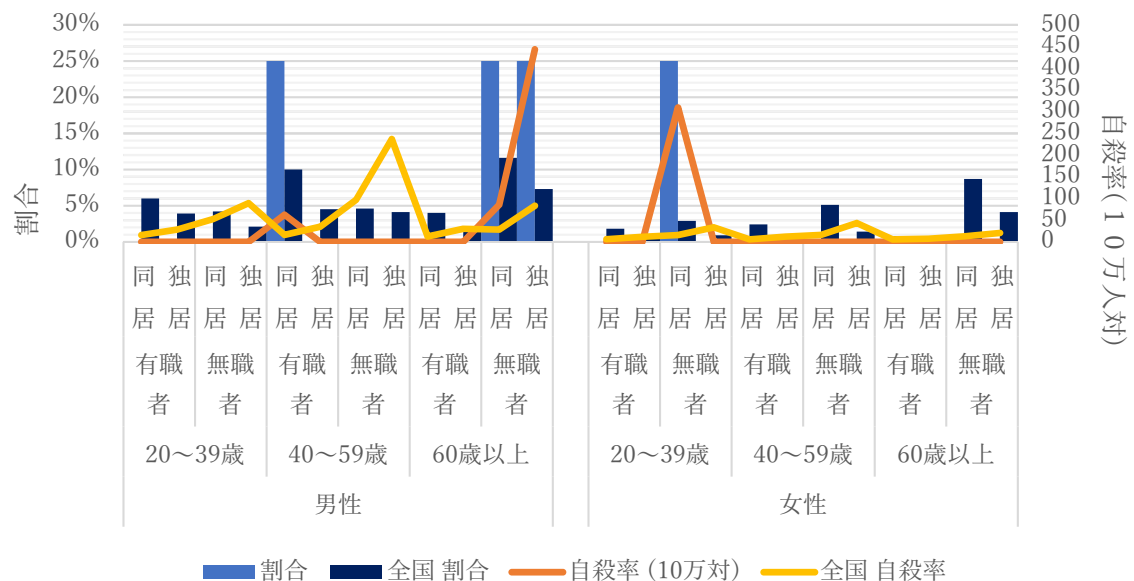
2章 自殺の現状と課題

1 村の特徴・現状（データ）

①統計データに見る現状

◎鳴沢村に住所を有してた自殺者は、平成29年～令和3年度まで4名となっています。

○地域の自殺の概要（グラフ）（特別集計（自殺日・住居地、H29年～R3年合計））



資料：地域実態プロフィール

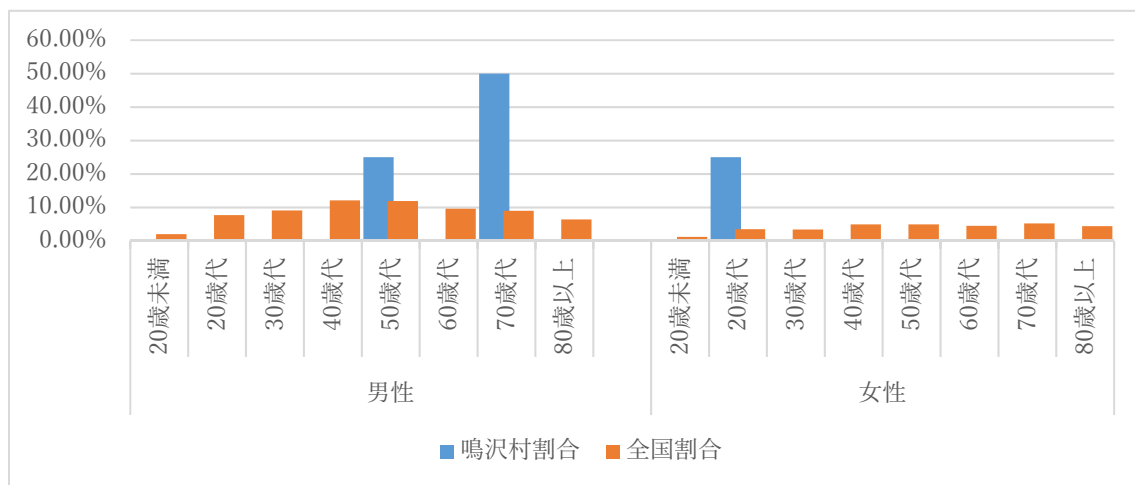
○地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H29年～R3年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*
1位：男性60歳以上 無職独居	1人	25.0%	443.6	失業（退職）＋死別・離婚→ うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位：女性20～39歳 無職同居	1人	25.0%	309.7	DV等→離婚→生活苦＋子育ての悩み →うつ状態→自殺
3位：男性60歳以上 無職同居	1人	25.0%	85.5	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み （疲れ）＋身体疾患→自殺
4位：男性40～59歳 無職同居	1人	25.0%	443.6	配置転換→過労→ 職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗 →うつ状態→自殺
5位：—	—	—	—	—

*「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

資料：地域実態プロフィール

○性・年代別自殺割合（Ｈ２９年～Ｒ３年平均）（自殺統計（自殺日・住居地））



資料：地域実態プロファイル

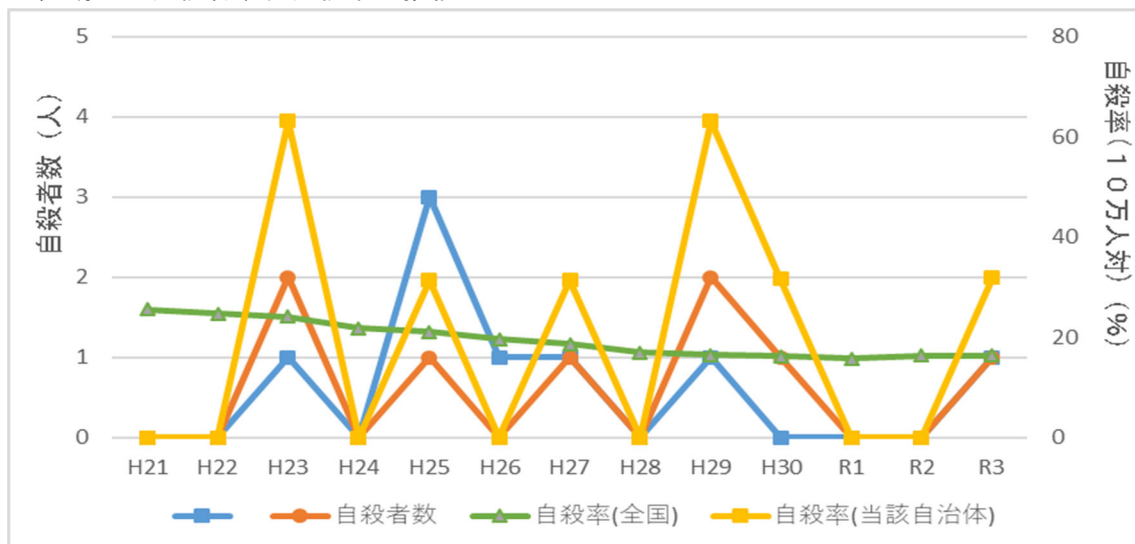
○60歳以上の自殺の内訳（特別集計（自殺日・住居地、Ｈ２９年～Ｒ３年合計））

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	0人	0人	0.00%	0.00%	14.0%	10.4%
	70歳代	1人	1人	50.00%	50.00%	15.0%	8.0%
	80歳以上	0人	0人	0.00%	0.00%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	0人	0人	0.00%	0.00%	8.7%	2.8%
	70歳代	0人	0人	0.00%	0.00%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0人	0人	0.00%	0.00%	6.9%	4.3%
合計		2人		100%		100%	

資料：地域実態プロファイル

◎鳴沢村に住所を有してた自殺者は、増減を繰り返していますが、令和3年は1名であり、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は31.9と、全国を上回っています。

○長期的な自殺者数、自殺率の推移

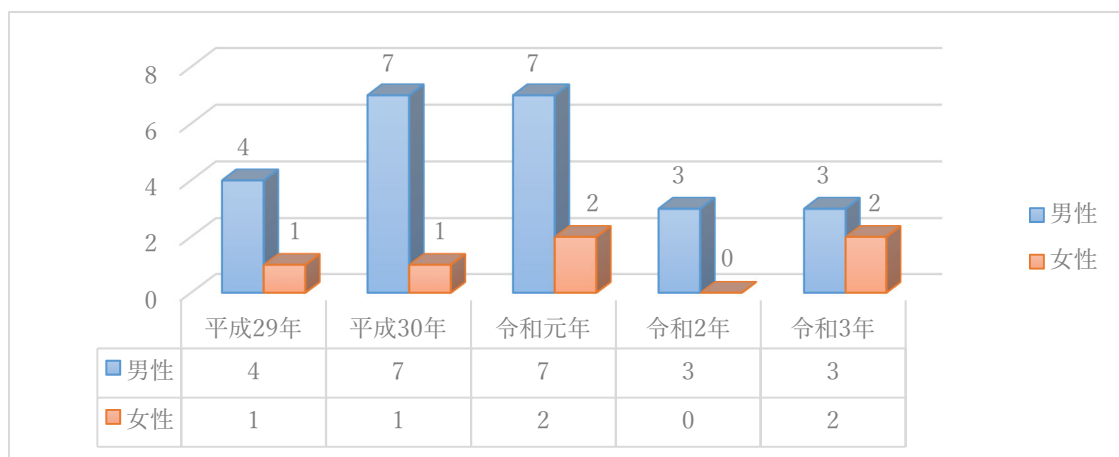


年	人口動態統計 自殺者数	自殺統計		
		自殺者数	自殺率(当該自治体)	自殺率(全国)
H21	0		0	25.6
H22	0		0	24.7
H23	1	2	63.1	24.1
H24	0		0	21.8
H25	3	1	31.4	21.1
H26	1		0	19.6
H27	1	1	31.4	18.6
H28	0		0	17.0
H29	1	2	63.1	16.5
H30	0	1	31.6	16.2
R1	0		0	15.7
R2	0		0	16.4
R3	1	1	31.9	16.4

資料：地域実態プロフィール

◎ハイリスク地関連資料（自殺統計（自殺日））

○鳴沢村内で発見された自殺者は、令和3年度は5名となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料

・自殺者数の推移

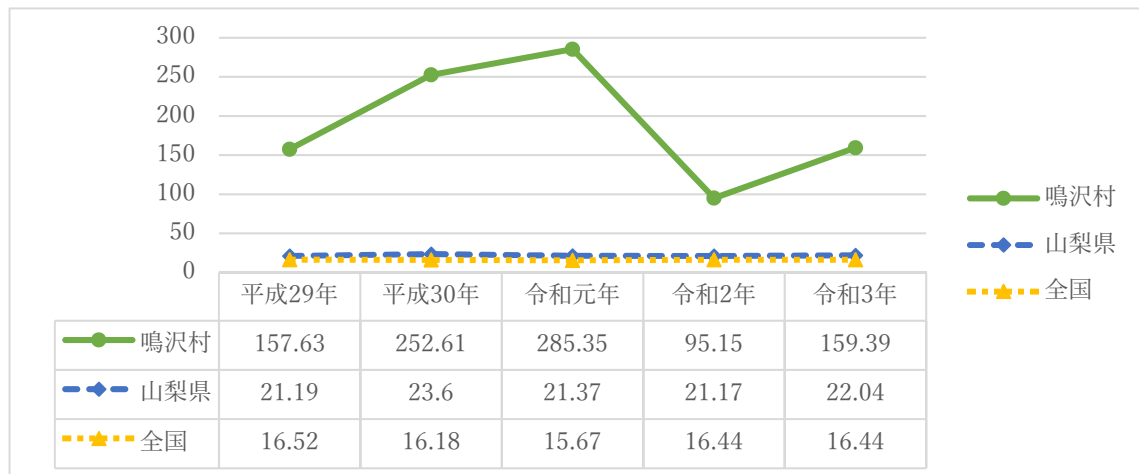
自殺統計 (自殺日)	H29	H30	R1	R2	R3	合計	集計 (発見地／住居地)	
発見地	5人	8人	9人	3人	5人	30人	比	750%
住居地	2人	1人	0人	0人	1人	4人	差	+26

・年代別自殺者数

H29～ R3 合計	20歳 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80歳 以上	不詳
発見地	1人	10人	3人	6人	3人	1人	2人	2人	2人
住居地	0人	1人	0人	0人	1人	0人	2人	0人	0人

資料：地域実態プロフィール

発見地別の自殺死亡率（人口１０万人当たりの自殺者数）は、全国及び山梨県を大きく上回っています。



②地域自殺実態プロフィール

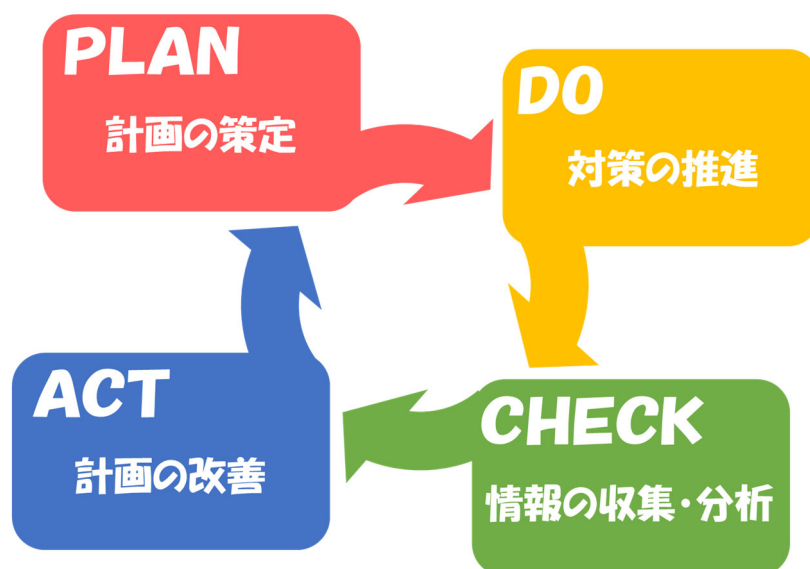
自殺対策計画に必要とされる、地域の実態の分析および地域特性（地域の課題）の把握のための「地域自殺実態プロフィール」では、以下のような本村の特性や課題が示されています。

- ・平成２９年～令和３年の本村の自殺者数は合計４名（男性３名、女性１名）となっている。
- ・６０歳以上の男性の自殺が多くなっている。
- ・平成２９年～令和３年に本村で発見された自殺者数は合計３０名（男性２４名、女性６名）となっている。

3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

自殺対策基本法や国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、行政や多様な関係機関、民間団体、地域が一体となって事業を展開していきます。また、施策の進捗状況や地域の自殺対策の特徴等を把握・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立することで、本村における自殺対策を総合的かつ計画的な推進を図っていきます。



2 目標

自殺総合対策大綱において、国は令和8年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。鳴沢村においては、国の考え方平成29年から令和3年の5年間の自殺者数（住所地及び発見地）を踏まえ、以下を数値目標として設定します。

	現状（平成29年～令和3年）	目標（令和5年～9年）
自殺者数（発見地）	30人	15人以下（30%以上減）
自殺者数（住所地）	4人	0人

4章 自殺対策の取組

1 取り組み

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしております。

全庁的連携のもと、山梨県、近隣自治体、村民、関係団体・事業所等との連携も図りながら取組を推進します。

○普及啓発の推進

- ・自殺や心の健康等に関する正しい知識の普及啓発
- ・各種相談窓口等の施策周知

○支援の充実

- ・すべての年代を対象とした相談支援の充実
- ・各種相談窓口の連携強化

○予防のための社会環境の整備

- ・住民活動の活性化
- ・仲間づくり、見守りができる地域づくり
- ・各種団体との連携

○一人ひとりができる取組み

- ・自分の心身の健康は自分で守る行動の推進
- ・体操やウォーキングなど自分にあった運動の習慣化

2 取り組み ～ハイリスク地対策～

鳴沢村においては、青木ヶ原樹海などのハイリスク地を有するため、県内でも自殺者数が多くなっております。県や国、警察、消防等の関係機関と連携し、自殺企図者への声かけやパトロールを推奨し、監視カメラの設置により自殺を未然に防ぐ対策の充実を図ります。また、自殺企図者が自殺のためにハイリスク地を訪れることがないように心身の健康づくりを推進するエコツアーの開催等を通じて、樹海の魅力を発信することでイメージアップを図ることで自殺対策を推進していきます。

○関係者によるパトロールや監視カメラの使用

- ・関係機関と連携した声かけ、パトロールの推奨
- ・監視カメラの設置

○イメージアップ施策の推進

- ・ 鳴沢村社会福祉協議会の実施事業「歩け歩け大会」への協力
- ・ すこやか樹海ウォーキング等のエコツアーへの協力
- ・ ポスター等を活用したイメージアップ

○人材育成研修

- ・ 自殺対策研修の実施
- ・ ゲートキーパー講座の実施
- ・ 県やNPOが実施する研修会や講習会に関するPR活動の実施

鳴沢村自殺対策計画

令和 5 年 1 2 月 鳴沢村

〒401-0320 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地

鳴沢村役場 福祉保健課 福祉係

T E L (0555) 85-3081

F A X (0555) 85-2461